

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会行動計画

仕事と子育てを両立し、男女がともに活躍できる雇用環境を整備するため、次のよう
に行動計画を策定する。

1、計画期間 令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間

2、内 容

目標1：育・介法、雇用保険法、労基法に基づく両立支援制度について、相談窓口
を設置し、全職員に制度の周知や情報提供を行う。

〈対策・取組内容〉

- 令和2年6月～ 窓口の設置
- 令和3年4月～ 窓口利用の呼びかけ及び両立支援制度の周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。

〈対策・取組内容〉

- 令和2年6月～ 年次有給休暇取得促進のため、取得日数の管理をする
- 令和3年4月～ 課所ごとに業務・スケジュールを管理し、年次有給休暇
取得促進を図る
- 令和4年4月～ 年次有給休暇取得促進のための管理職会議を実施する。